

## 第2回桐生市下水道使用料審議会 議事録

1. 日時 令和7年2月6日 午前10時00分から11時15分まで
2. 場所 水道庁舎 第3会議室
3. 出席者 (1) 委員 13名中10名出席  
(2) 事務局 水道局長、下水道課長、境野水処理センター所長、  
下水道課業務係長、工務係長、維持係長、  
境野水処理センター管理係長、施設係長、業務係

### 5. 審議会

#### (1) 事務局より審議会資料に沿って説明

会長：「9 現行の下水道使用料と改定案」についてですが、現行は基本使用料1,000円で従量使用料は150円です。案①で言うと基本使用料1,000円が変わらないけれども、1~10<sup>m</sup>までは50円上げて200円になるという考えでしょうか。

事務局：今現在、基本使用料1,000円の中に10<sup>m</sup>までの使用水量が入っていますので、10<sup>m</sup>まで使用した分は1,000円に収まっています。11<sup>m</sup>からは1<sup>m</sup>あたり150円がかかります。10<sup>m</sup>の方は1,000円、案①でいくと基本使用料に10<sup>m</sup>までの今までは含まれていた部分がなくなりますので、基本使用料が1,000円、10<sup>m</sup>使うとプラス500円。もしそれが1<sup>m</sup>だとすると、今まで1,000円だったのが1,050円となります。

委員：案①は基本使用料なしですね。

事務局：基本水量がなしです。基本水量と言いますのは、基本使用料に含まれている10<sup>m</sup>まで、今も1,000円の基本使用料はいただいています。

委員：それが資料の10番で段階的に書いてあるわけですね。

基本水量がありませんということで、基本使用料がなくなる訳ではないですね。

事務局：基本使用料はそのまま1,000円です。

委員：これは取るのですね。分かりました。

水量なしというのが使用料なしにというように見えました。

事務局：今の基本使用料ですが、10<sup>m</sup>まで1,000円というのは基本にかかります。案②の場合はその基本使用料1,000円を1,500円にしますという感じですか。案①の場合は基本使用料を1,000円頂いて、それは一律取ります。そこから1~10<sup>m</sup>使う方は、案②だと一気に500円上がりますが、案①は1

～10㎡の間は50円/㎡であり、1㎡使う人は1,050円、2㎡使う人は1,100円という段階的に料金設定をしたというものになります。少し分かりづらくて申し訳ありません。

会長：前回の確認事項だけ聞いてそれから質問の方に移りたいと思います。前回の平成28年の時は答申を受けて3段階に値上げをすると決めました。確認ですが、議会は一度で3段階上げますよというのを議決してもらったのか、それともその都度議決したのですか。

事務局：議会の議決は一度で頂いています。一度で3段階です。

会長：そうですか。分かりました。

それともう一つ、前回の資料の中で「5 令和5年度 下水道事業の損益」の費用の方ですが、維持管理費（施設の運転管理等に要する費用）、資本費（減価償却費＋利子）となっています。減価償却費に充てる部分を預金でも積み立てているのかと思っていたのですが、前からある借入金を充てているということで、預金があるというよりも、資本費の大半は借入金の返済に充てているということでしょうか。公益法人だと減価償却費は別預金で積み立てているという、そういうやり方をしていますが、実際は借入金の返済に充てているというニュアンスでよろしいでしょうか。今までの施設の建設に関する借入金の残高に充てているという考え方でよろしいですかね。

事務局：そうですね。起債の償還は資本費の一部分です。

会長：先ほどの計画書にもありましたけども、今度は今の資料の後ろの方になりますけども、「7 投資予定」の所を見ると、再建築のため、11年度、12年度くらいに大きな借入金が出てきますので、「8 財源予定」にある企業債、国庫補助金、こういうので賄っても返済がまだあるという考え方でよろしいですか。預金を増やしていく、貯めていくというよりも、むしろ返済金に充てていくという考え方でよろしいですか。

事務局：はい。利益についても、資金的収支の投資の部分に充てることになりません。

会長：私が聞きたかったのはそんなところですか。それでは第2回の資料が中心になるかとは思いますが、質問のある方はお願いしたいと思います。

## （2）質疑応答

委員：この会は下水料金を基本的に改定したいという会ですよね。案①、案②

ともに私はよく理解できていますけども、もう1回確認したいのが、使用量0のケースと10m<sup>3</sup>未満のパ-センテ-ジというのはどの程度ですか。

事務局：第1回目の資料

4のところで使用者の状況ということの説明させていただきました。0m<sup>3</sup>の方の数値は把握していませんが、10m<sup>3</sup>以下の方は39%ですので、約40%の方が基本使用料の中で収まっていることになります。

委員：私も前回の審議会に参加させていただいて、3段階で、あの時は7割位上がって、使用料は一般会計からの繰入がなくてもできるのではないかといいことでしたけれども、それが現状ではまだまだ使用料を徴収しなくてはいけないということですね。案①、案②がありますけれども、上げると計画の最終年度の令和16年まではこれでいくということですかね。途中でまた見直しがされて改定という動きになるのか、こちらで案①、案②のどちらかを選択して、これが運用できれば10年間はとりあえず大丈夫というような、その辺のスタンスを教えてくださいと思います。

事務局：改定案が10年間でどうなるかというところですが、今回経営戦略が10年計画ということで、10年後の予測まで踏まえた料金形態、料金の推測ということで挙げてあります。経営戦略は5年で中間の見直し等も考えていますので、その辺を5年後またどういう状況になっているかということ踏まえまして、検討はさせていただきたいと思っております。

前回の資料の13番になりますが、令和7年度から令和16年度までの経費回収率向上に向けたロードマップということで、令和11年度にもう一度経営戦略の改定が入っていますので、1回目のこの料金改定の状況等を踏まえまして、この辺でまた改定が必要かどうかについて、判断させていただければと思います。

委員：ありがとうございました。分かりました。前回の改定の時も、もう少し早めに見直しをするような計画がありましたけれども、少しそれがずれ込んでいるかとは思っていますので、現状に即した対応をお願いしたいと思います。

委員：財源予定のところですが、令和12年度に今までよりも急に金額が上がっていますが、その根拠みたいなものはありますか。

事務局：財源予定ですが、これにつきましては境野水処理センターの施設改修が主なところですね。この計画では令和12年度から施設改修が始まる予定となっております。ストックマネジメント計画というのは令和3年に立てたのですが、その

30年計画の収支における前半の10年間ということで推定しておりまして、あくまでも推定ということで、この12年度向けに施設改修をやっていくものとなっています。ウォーターPPPですとか官民連携といったストックマネジメント計画の実施についても検討しておりますので、そういった部分を踏まえてこの予測についても実施しながら、中間の5年経った時点でどのようなところも推測しまして、また検討していきたいと考えております。これについては予定として12年度に施設改修が入るといような計算をさせていただいております。

委員：もう一ついいですか。使用料のことですが、検針票を持ってきまして、令和3年のところの下水道使用料の方が11m<sup>3</sup>以上になりますと165円と書いてあります。それで、今は150円ですよ。この間に下がったということですか。

事務局：その検針票の表記は税込になっているかと思えます。今お話をさせていただいているのは税抜になりますので、その分の差かと思えます。

委員：分かりました。ありがとうございます。

委員：私が不勉強なだけのことですが、財源予定の企業債は具体的にどこの企業がどう発行され誰が購入する債券なののでしょうか。

事務局：企業債ですが、下水道事業へ借り入れる借入金になりまして、主な借入先としては財政融資資金という財務省の資金の他、地方公共団体金融機構の資金という、大体公的資金になります。銀行資金も若干ございます。

委員：それをまとめて企業債と言うのですか。

事務局：そうです。

委員：普通の証券、債券の考え方だと違うように感じたもので。申し訳ありません。

会長：前回の資料の1の最初の方に書いてある「地方公営企業の原則」から、地方公営企業債のことではないのですか。

事務局：先ほど申し上げた企業債の種類をまとめて地方公営企業債と呼んでいます。

会長：国庫補助金というのは返さなくていいものですか。

事務局：補助金はいただけます。

委員：この資料を見させていただくと、いくらかかって、いくら必要で、だからどのくらい上げなくてはいけないというのが、15%と18%となっていますけども、15%にした場合にそれでいいのか、それとも18%にしなくては

けないのかというのを、その辺がどのような形になっているのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

事務局：下水道使用料の水準が、1㎡あたり単価で150円取りなさいということで国からの指針が出ていますので、それに見合った形にもっていきたいと考えております。そうしますと、15%ですと使用料単価が159.9円にはなる予定であります。18%まで上げますと、164.1円という形なので、150円よりも多くなりますけども、多くいただいている部分というのが、使用者に負担を強いている部分になりますので、本来一般会計から公営企業法で認められている繰入金というものがありますけども、その部分が減らされてしまうような形にもなりますので、あまり多くお預かりしても、こちらとすると、本来もらえるべきものまでもらえなくなってしまうという形がありますので、150円に近い部分で考えてはいますが、1つの案ですと比較ができないと思ひまして、15%と18%という設定をさせていただいたものです。

委員：ありがとうございます。そうすると、案①でいくという方向性の会議ということでいいのでしょうか。

事務局：補足させていただきますが、国から標準単価150円というところがありますが、150円に満たない部分については基準外繰入金と言って一般財源の方からそこを足すお金を、これは受益者負担に反するものですが、皆さんの税金から負担していただくことになります。仮に150円を超えた場合、例えば170円かかりますといった場合は、その20円分は、本来であれば基準内繰入金といって公営企業法で認められているお金に充てることができます。そうしますと、そのことを多くとっても本来もらえるお金ですので、下水道事業とすると150円に近い単価設定にするのが良いということです。今回、15%と18%で出していますが、15%ですと、100%でできますとお話しましたが、10年間の事業の最終くらいで場合によっては100%を欠ける恐れがあるという推測もありまして、18%ですと完全に100%を維持できるというような数字になっています。この辺は推測ですので今後どうなるか分かりませんが、ギリギリのところまでは18%で、先ほど言った段階的な配慮が必要であれば15%という選択肢もありますが、そのような推測として示させていただきます。

委員：そうすると、18%にするともらえるお金が少なくなるから15%にするということですか。

事務局：15%ですと場合によっては経費回収率が100%を欠ける恐れがあり、基準外繰入金をそこに充てなくてはなりませんので、今回100%になりますという話をさせていただいていますが、15%ですと微妙なところでして、18%にしても改定後の経費回収率の推移としますと、16年度でギリギリ100%くらいです。ですから、18%、20%くらい取っておくといいのですが、一応今の試算ですと、18%ですと16年度までは経費回収率は100%を確保できるという推測で示させていただいているということで、15%ですと、どこかしら100%を欠ける年度が出てくる恐れがあるということで、一般会計からの繰入金を抑えるということで、その辺の兼ね合いになります。

委員：分かりました。足りない年度もあるということは、もしかすると、令和10年度やそれ以降のところに工事があったりしてそうなるかとは思いますが、そこに市役所の財源として予備費みたいなものを充てて、とりあえずその年度は凌ぐということができるのでしょうか。

事務局：今現在でも単価は140円であり、150円に満たないので、市役所の財政の一般会計の方からお金を入れてもらっていますので、そういう状態では出てしまうというパターンがあります。それが計画年度の後半の方に行くという年が出てくる可能性もあるという所が案①の方になります。

委員：分かりました。ありがとうございます。

会長：今の質問に関連してですが、前回の第1回の資料の「10 下水道使用料改定の必要性」というものがありますが、下の方に赤で国の求める適正水準である150円/㎡を目指したいということですが、今現在の1.1倍にすると、154円/㎡ということになったのですが、国が求めるということなので、この150円/㎡というのはこの通りですよね。ただ、案①と案②を見て、この間もお話を聞きましたが、案①の方が使用量の少ない人に負担が増えないやり方、案②は一律500円を上げてしまうので、これは使用量が少ない方にも当然負担が増加するという考え方で、自分の意見としては、もし5年後とかにまた足らなくなるという場合には、案①の基本使用料を1,200円にしても構わないわけですよ。そういう考え方で、案②の18%に近づけるということもできるということですかね。案②で基本使用料を一律500円上げるのではなくて、200円上げて、従量使用料はこの形をとれば、案①よりも上がるということですよ。案②ですとあまり使っていない人でも、年間6,000円上がってしまいますよ。

ね。そうでなくて、基本使用料を上げないのではなくて、若干上げると  
いう試案もできるということですよ。案①か案②、しかないとい  
うことではないですよ。

事務局：今回案を出させていただいた段階では2つの案という形でさ  
せていただきましたが、ご意見いただいての間ということであれば、そ  
ちらについて試算をさせていただくというような形をとらせていただ  
きたいとは思っております。

会長：他にございますか。なんとなく皆さんの頭の中に整理がつきつ  
つあるかと思っております。

委員：今、会長が言った基本使用料1,200円についてですが、10㎡  
以下の人が40%いるということですが、その40%の人たちが最大  
で250円負担が多くなるくらいであれば、基本使用料1,200円の  
案が良いかと思っております。

事務局：確認ですが、先程の委員が言っていたのは、基本使用料  
1,200円で、基本水量ありの従量使用料が変わらないというパ  
ターンですか。

委員：案①の方で1,200円と会長は言われたんですよ。

事務局：案①の方で基本使用料1,200円にいたしますと、1~10㎡  
までが50円/㎡とすると、700円のアップという形になります  
ので、そうすると案②よりも多くなってしまいますが。

会長：今日の資料の「6 下水道使用料の予測」を見ますと、5年  
ごとにかなり減ってきてしまう訳ですよ。ですので、そこで大  
きな使用料の改定が行われないうようにした方がいい気が  
します。今回と同じくらい、仮に、大体1割上がる感じ  
ですよ。ですが、また5年後におそらく1割上げなくては  
ならないかなと思っております。5年後のプラマイ  
±0を目指すべきではないかと思っております。多少大幅  
になるかもしれませんが、また5年後には赤字なんです  
けども。この数字は正しいですし、人口の減少も予  
測されていますから、良い落とし込みができれば  
と思っております。改定はせざるを得ないの  
かなとは思っております。

委員：足りない分を上げるという一方で、かかっている経費を削減する  
ということを同時に考えなくてはいけないと思  
いますが、その予測とかは、どのくらい下  
がるとかはありますか。

事務局：経費削減というところですが、普段の維持管理の中で細かい部分  
については努力している部分があることと、最近  
は施設老朽化が激しいという部分があり、中々  
そういう部分は厳しいところがあります。あともう1

点、物価上昇ですが、これについては消費者物価指数を基に今回は試算をさせていただいております。また、普段の維持管理にも今後の物価上昇を踏まえた試算ということでもさせていただいております。

委員：一般の家庭の皆さん、年金の方とかは、年金額が上がるわけではないということで、皆さんの方の家庭の財源は上限があると思いますので、経費のところで削減できる目標とかも同時に立てていかないと、上がる一方になってしまうのは、一般家庭の方とかに負担になる可能性が高いと思うので、そちらも併せて考えるというのはどうでしょうか。

事務局：費用の削減は、もちろんこちらで努力していかなければならない部分です。具体的に費用いくら削減という金額的なものは出ていない状況ではありますけれども、日ごろからできる部分で、少しずつ細かいところですけども、電気をこまめに消すとか、そういったような細かいところで努力はしておりますけども、具体的にいくら削減という目標というものは今のところ出ておりません。

委員：今後は出る可能性はありますか。そもそも、人材がいなくなるわけだから、職員さんは減るわけですよね。人件費の補填費の部分とかも減少はしてくると思いますけども、数字としても今後は検討いただいた方がいいのではないかと思います。

事務局：人件費の部分は下がるのと、人数的なものというのは今後職員が減りますので、減っていくと思いますが、あとはその部分を民間に任せるだとかそういったところでの委託費の兼ね合いですとか、そういったものがあるかなと思いますので、費用の削減等も正しくもっていきたいと思います。

委員：先程の意見に追加してですが、通常、企業は売上とかそういった部分を考えると同時に、削減の部分を数値化していかないと経営はしていきません。ですので、その部分の数字が出ないのではなくて、未来の予測を立てるのだとしたならば、その辺をどういうことで削減をしていくのか、おそらく今は、電気を消してます、あれをやっています、これをやっています、と言っていますけど、きっとその部署の中で色々話し合ったりするともっとたくさん出てくると思います。ですので、そのようなところにも時間を割いていただいて、上げる一方ではなくて、これだけのことをして、これだけ努力をして、これだけ削減できます。だけれども、足りないので民間の皆さん、少し増額になりますけどもよろしく

お願いしますという方が、おそらく市民の方たちも納得していただけるかなと感じています。

事務局：ありがとうございます。こちらでも数値でお出しできるように検証させていただこうと思いますので、またご指導よろしく願いいたします。

会長：他にございますか。

今のお話ですが、私も中小企業の皆さんと日頃仕事をしているので、売上を増加させることができないところばかりを見ているので、使用料を上げましょうというところではなくて、入ってくるお金が決まっているので、経費の節減ということをどうしても考えなくてはならない、それが大前提なんですね。それでは、経営コンサルタントに頼めば地域得意先を探してくださいということになりますが、ないわけですよ。そうすると、支出の方をなんとか徹底的に見直していこうということが必要であり、それをして初めて、先ほど言われたように、市民の方が納得できる使用料の値上げというように考えていただければと思います。

それでなんですが、次回の資料は何か出ますか。この2つを見ればだいたいの資料は出尽くしている気がします。こんな感じですよ。あとは、先ほど話が出た試案ですよ。5つくらいの試案を出していただければ、案①と案②の間の案を見せていただければと思います。

事務局：案①と案②の間を、基本使用料と従量使用料の部分で見直しをさせていただいた案ということでよろしいですか。

委員：その時には経費の削減をある程度出した上でですか。

事務局：そうですね。

会長：今質問も出ましたが、維持管理費の内訳的なものも見たいですよ。維持管理費の中身を直前期の数字で構いませんので、それを1枚見せていただくと皆さん納得できるかと思います。先ほども言ったように、当然、老朽化した下水管の取替もやっていかななくてはならないのでしょうけど、その辺の維持管理費の内訳を出していただければと思います。2期の方が比較できますかね。直前期とその前の期の維持管理費の内訳を教えてください。いただければと思います。

委員：維持管理費と限定してしまうと、維持管理費の経費に焦点が当たったような感じなので、下水道使用料の中に含まれる経費ということを出していただくとどこが削れるか分かると思います。

事務局：維持管理費という中に細かいところが入っていますので、維持管理費という形で細かく出させていただければと思います。

委員：ありがとうございます。

委員：前回の話の中で、PPPとかPFIを取り入れた場合というのがありますが、その辺も研究を深めていただけるとありがたいのですが。

委員：今日の資料の12、使用料の予測の有無ですが、今少し計算をしたら、令和9年度ですが、案①だと14.99%使用料が増えていると思います。これは元々15%を割れる訳ですよ。と言うことは、下水道使用料予測の減少している部分は反映されていないということですかね。

事務局：14.99%というのが、有収水量の減少を見込みますと、15%を割り込んでしまう形になります。ですので、15%ではないです。

事務局：減少については、桐生市人口ビジョンの減少率を基に人口ですとか有収水量は減らして、それに伴った維持管理費の増加というのを見込んだ結果がこの計算ということで、改定率も約15%ということにしてありますので、その辺でご理解いただければと思います。

会長：ご質問の方はよろしいですかね。

今言われたものは、次回また資料としていただければと思います。

次回は境野水処理センターを見学して、そこから処理場での会議となりますのでよろしくお願いいたします。

#### (4) その他

会長：その他、(1)審議会の公開についてということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：事務局といたしましては、この審議会の公開につきまして、会議そのものは非公開という形を考えております。委員さんの発言が特定されてしまう恐れがありますので、こちらとしては、会議自体は非公開としますけれども、お配りしております議事録のような形で議事録を作らせていただきまして、議事録と資料についてホームページでの公開を考えております。ご承認いただけるようであれば、後日、第1回の議事録と第2回の議事録、その両方の資料を併せてホームページでの公開という形で考えています。

あと、委員さんの名簿については、今後の審議に支障が出るとお思いますので、答申が出るまでは掲載いたしません。その予定で進めようと考え

えております。事務局としては以上です。

会長：今の事務局の説明ですけども、答申書は最終的に委員の名前を書きま  
すけども、その間は今言ったような形で、ホームページには議事録と資料が  
載るといふ形でよろしい訳ですよね。あと、会議は非公開で行うという  
ことで。その方が色んな意見が出ていいかなとは思いますが。よろ  
しいでしょうかね、今の形でいきたいと思っておりますけども。はい、それ  
大丈夫です。

それでは、（２）第３回審議会の開催日程について、よろしく願いま  
す。

事務局：こちらの第３回の予定ですが、境野水処理センターの見学というこ  
とでお話をいただいておりますので、日程につきましては、４月の中旬以降と  
いう形で調整させていただければと考えております。

会長：はい、分かりました。ではそんな形で、４月の後半に境野水処理セ  
ンターの見学と会議をしたいと思っております。なるべく早めの通知をよろしく願  
いいたします。

それから、（３）「桐生市下水道事業経営戦略」のパブリックコメントの実  
施についてということで、説明をお願いいたします。

事務局：会議の中でも何度か触れさせていただいておりますけども、「桐生市  
下水道事業経営戦略」の案ができて、令和７年２月１０日から３月１１日  
までの間にパブリックコメントを実施することとなりました。ホームページ及び下  
水道課で資料の配付を予定しておりますので、お忙しいこととは思いま  
すが、ご確認をいただきまして、ご意見等ございましたら意見提出をし  
ていただければと考えております。以上です。

会長：今の説明で、ホームページ又は下水道課で資料の配付ということで、資  
料の配付もこちらでできるのですか。委員の皆さんは、基本的にはホーム  
ページを見てくださいということでしょうか。

事務局：そうですね。必要であればということではありますが、用意はさせ  
ていただくようにはなりますけども。

委員：パブリックコメントは色んな分野でやっておりますけども、中々パブリ  
ックコメントまで行きつけないところがありますので、ホームページから分かる  
ような仕組みにさせていただければと思います。

会長：それでは時間になりましたので、本日はこれにて、議長の座を降りさ  
せていただきます。ご協力ありがとうございました。第３回もまたよろしく

お願いします。

(5) 閉会

事務局：ありがとうございました。これで第2回下水道使用料審議会を終了いたします。

本日いただきましたご意見や課題等は整理いたしまして、第3回目に示させていただきたいと思います。

また、第2回目の開催案内が少し遅れてしまいまして申し訳ございませんでした。第3回目はなるべく早いうちに日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。